

「品川区都市ブランドデザイン」の利用に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、品川区都市ブランドデザイン（区の都市ブランディングの一環として制作したアート、図案および文字列ならびに利用フォントで、別紙「品川区都市ブランドデザインガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）にて規定されたものをいう。以下「デザイン」という。）を利用する際に必要な事項を定め、品川区（以下「区」という。）の都市ブランドイメージ向上に寄与することを目的とし、その利用形態については、ガイドラインにおいて指定する。

(デザインに関する権利)

第2条 デザインに関する一切の権利は、その権利者から利用許諾を受けているライセンサーである株式会社ヘラルボニー（以下「ライセンサー」という。）から、区が独占的な利用の許諾およびデザインを利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）への再許諾の権限を受け、区が利用申請者に対して利用の再許諾をするものである。

(利用申請者)

第3条 利用申請者は、次の各号のいずれかに定める者とする。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 日本国内に本社所在地を有する法人
- (3) 区内に主たる事務所を有する団体

(利用再許諾の申請)

第4条 利用申請者は、あらかじめ品川区電子申請サービスに必要事項を入力して送信する方法による申請（以下「電子申請」という。）またはデザイン利用再許諾申請書（別記様式第1号。以下「利用再許諾申請書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、品川区長（以下「区長」という。）に申請を行い、再許諾を受けなければならない。

- (1) 会社概要等、利用申請者の事業内容がわかる資料
- (2) デザインの利用内容がわかる企画概要
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、利用申請者に対し、必要に応じて追加資料等の提出を求めることができる。

3 第1項の規定は、利用再許諾を受けた事項を変更する場合についても、準用する。

4 区長は、利用申請者が第1項および第3項の規定による利用再許諾の申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(利用再許諾の手続)

第5条 区長は、前条第1項の規定による利用再許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が品川区の都市ブランドイメージの向上に資すると認められるときは、利用再許諾を行うものとする。

2 区長は、前項の規定によりデザインの利用を再許諾する場合においては、条件を付することができる。

3 区長は、第1項の規定による利用再許諾を行うときは、デザイン利用再許諾通知書（別記様式第2号。以下「利用再許諾通知書」という。）により通知するものとする。

4 区長は、前条の規定による申請の内容が第10条の規定に該当すると認めるときは、デザイン利用非承認通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

5 利用再許諾を行った場合は、電子メールにより、デザインのデータを当該利用申請者に通知するものとする。

(利用再許諾の期間)

第6条 デザインの利用再許諾の期間は、前条第1項または第2項の規定により利用再許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、当該利用再許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の期間満了後において、引き続きデザインを利用しようとするときは、利用再許諾期間の満了の日までに改めて申請を行い、利用再許諾を受けなければならない。

(利用再許諾内容の変更等)

第7条 第5条の規定により利用再許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用再許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめデザイン利用再許諾変更申請書（別記様式第4号）に利用再許諾通知書を添えて区長に提出し、改めて変更後の利用再許諾を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、デザイン利用再許諾変更通知書（別記様式第5号。以下「変更再許諾通知書」という。）により通知するものとする。

3 区長は、利用申請者または利用者によるデザインの利用方法がガイドラインに適合しているか否かを判断するため、ライセンサーへ監修業務を委託することがある。

(デザインデータの消去)

第8条 利用者は、第6条第1項に規定する利用再許諾期間が満了したとき、デザインを利用する必要がなくなったとき、または第12条の規定により利用再許諾を取り消されたときは、直ちにデザインデータを消去しなければならない。

ない。

(利用中止の届出)

第9条 利用者は、デザインを利用する必要がなくなったときは、デザイン利用中止届出書（別記様式第6号）に利用再許諾通知書（変更があったときは変更再許諾通知書）を添えて、区長に提出しなければならない。

(利用再許諾の制限)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの利用を再許諾しないものとする。

- (1) 法令および公序良俗に反するものと認められるとき。
- (2) ライセンサーまたは区の信用または品位を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (4) 特定の個人、団体、法人（区を除く。）または商品等を支援もしくは推薦し、またはこれらを行うおそれがあると認められるとき。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると区長が認める場合はこの限りでない。
- (5) 特定の政治的、宗教的または思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業またはその広告等に利用されるとき。
- (7) デザインの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) デザインのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (9) 立体物で、その表現がデザインの立体物と認められないとき。
- (10) 利用申請者が、品川区暴力団排除条例（平成24年7月9日条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (11) その他デザインの利用が適当でないと認めるとき。

(利用上の遵守事項)

第11条 利用者は、本要領およびガイドラインに定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。本条の規定は、期間満了、解除、失効、その他理由の如何を問わず、利用再許諾期間が終了した後も引き続きその効力を有する。

- (1) デザインの利用の再許諾が第1条に規定する目的にあることを留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) デザインの利用にあたっては、利用再許諾を受けた内容に限ること。

- (3) デザインを自己の商品または事業等を表すもの（以下「利用対象物等」という。）に利用するときには、デザインになるべく近接した場所に利用再許諾番号を表示すること。ただし、利用対象物等への表記が物理的に難しい場合等、表示することが困難なものについては、区と協議の上、代替措置を執ること。
- (4) デザインの表示は、区産品であることや当該商品の品質またはサービスの内容を区が保証するものではないため、利用対象物等に「品川区推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者または製作者の名称および連絡先を明示すること。ただし、利用対象物等への表記が物理的に難しい場合等、表示することが困難なものについては、区と協議の上、代替措置を執ること。
- (6) 第三者に利用対象物等の製造物等を委託する場合は、その委託先との間で、本要領およびガイドライン等に則りデザインを取り扱うよう義務付ける契約を利用者の責任で行い、管理を徹底すること。受託者の違反行為により区が損害を受けた場合は、利用者がその損害を賠償すること。
- (7) 関係法令を遵守すること。
- (8) 日本国内でのみ利用すること。
- (9) 第三者がデザインを侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに区に連絡すること。
- (10) 第三者との係争、審判、訴訟等について、区およびライセンサーに協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度協議して決定すること。
- (11) 利用者は、デザインを付した利用品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、区に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (12) 区から要請があった場合は、デザインの利用実態を報告、または調査に応じること。
- (13) 利用者が、デザインの利用に際して、故意または過失により区に損害を与えた場合、これによって生じた損害を区に賠償すること。
- (14) 利用者は、デザインを用いた制作物（ロゴ等のサービスマークを含む。）ならびにライセンサーの商号、ロゴマークおよびロゴタイプを商標として出願しないこと。
- (15) 法令に基づき開示または公的機関への提出が義務付けられている書類を除き、利用者は、ライセンサーの事前の書面または電磁的方法による承諾なく、プレスリリース、広告を含む社外への開示書類（ホームページ等も含む）

において、ライセンサーを過去、現在または将来における取引先として表示し、またはライセンサーの商号（英文標記も含む）、商標、ロゴ、その他ライセンサーが指定する文言等を利用しないこと。

- (16) 利用者による「ヘラルボニー」または「HERALBONY」の単独ワードによる広告の出稿はしないこと。

（利用再許諾の取消し）

第12条 区長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用再許諾を取り消すことができる。

- (1) 利用申請した内容に虚偽のあることが判明し、または虚偽の疑いがあると認められた場合。
- (2) 利用者がこの要領に違反したとき。
- (3) 利用者が第5条第2項の利用再許諾の条件に違反したとき。
- (4) 第10条各号ないし前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) その他使用の継続が不適当であると認められたとき。

2 前項に規定により利用再許諾の取消しを受けた者は、利用再許諾取消の日から利用対象物にデザインを利用することはできない。

3 区長は、利用再許諾の取消しを受けた者に対し、利用再許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

4 区長は、前項の規定による利用再許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

5 区長は、第1項の規定による取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用再許諾申請について、必要と認める期間、当該再許諾を行わないことができる。

（利用再許諾を受けずにデザインを利用した場合の差止め等）

第13条 区長は、本要領に基づき必要な利用再許諾を受けずにデザインを利用した者について、直ちにその利用の停止を請求する。

2 区長は、利用再許諾を受けずにデザインを利用した者に対し、当該利用者から行われた利用再許諾申請について、必要と認める期間、当該再許諾を行わないことができる。

（利用条件の変更）

第14条 区が本要領を更新し、利用条件を変更した場合は、既に再許諾を行った利用に関しても変更後の要領および利用条件を適用する。

（利用料）

第15条 デザインの利用料は、当分の間、無償とする。

（利用の非独占性等）

第16条 本要領による利用再許諾は、利用者がデザインの一部または全部を

独占して利用する権利を付与するものではない。また、利用者、利用対象物等について区が推奨を行うものではない。

(非保証・免責事項)

第17条 区は、本要領により利用再許諾を行った利用対象物について、その産地や品質の保証責任を負わない。また、区は、利用再許諾を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、利用者が利用再許諾の内容に基づく利用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、または法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任)

第18条 区は、利用再許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失または損害について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、デザインの利用に際して故意または過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償しなければならない。

3 区長は、前項の規定に違反する利用者またはデザインの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(目的外利用および権利譲渡の禁止)

第19条 利用者は、第5条の規定により利用再許諾を受けた事項以外の目的にデザインを利用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(業務委託)

第20条 区長は、第5条から第7条までに規定する利用再許諾に関する業務を外部に委託することができる。

2 利用申請者および利用者は、自らが区に提供した資料・情報、区が業務の中で知り得た情報（公知の情報を除く。）および利用再許諾の手續の過程で生じた成果物に関する情報を、利用再許諾の手續に必要な範囲内で、委託先事業者を提供することに同意する。

3 利用申請者および利用者は、自らが提出した著作物を、区および委託先事業者が利用再許諾の手續に必要な範囲内で複製することに同意する。

(管轄裁判所)

第21条 本要領およびガイドラインに定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長室長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別 記

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

品川区長 様

「品川区都市ブランドデザイン」利用再許諾申請書

住所(〒 -)		
団体等の名称(個人の場合は氏名)		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail :	

「品川区都市ブランドデザイン」の利用について、次のとおり申請します。

利用するデザイン	別紙「使用可能な都市ブランドデザイン一覧」の番号を記入してください。 ()
利用目的	☐ 販売 ☐ 販売以外 ※利用形態 ☐ チラシ・ポスター類 ☐ 啓発物品・ノベルティ等 ☐ その他 ()
利用品の名称	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
過去の利用再許諾番号 (該当する場合のみ)	
備 考	

品川区都市ブランドデザインガイドラインおよび「品川区都市ブランドデザイン」利用要領を遵守することを誓約する。

団体等の名称、役職、氏名(個人の場合は氏名のみ)

添付書類

- (1) 会社概要等、利用申請者の事業内容がわかる資料
- (2) デザインの利用内容がわかる企画概要

(利用者)

様

品川区長

(公印省略)

「品川区都市ブランドデザイン」利用再許諾通知書

下記の内容について再許諾します。

記

1 再許諾の範囲

(1) 再許諾期間

年 月 日 から 年 月 日まで

(2) 内容

利用するデザイン	別紙「使用可能な都市ブランドデザイン一覧」の番号を記入してください。 〔 〕
利用目的	申請書に記載のとおり
利用再許諾の条件	
利用再許諾番号	
利用品の名称	

年 月 日

様

品川区長

(公印省略)

「品川区都市ブランドデザイン」利用非承認通知書

年 月 日付けで申請のありました「品川区都市ブランドデザイン」利用再許諾申請について、下記の理由により再許諾しませんので、通知します。

記

再許諾しない理由

「品川区都市ブランドデザイン」利用再許諾変更申請書

住所(〒 -)		
団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail :	

下記のとおり利用再許諾を受けた事項について変更したいので、申請します。

利用再許諾番号		
利用品の名称		
変更する事項	☐ 利用するデザイン ☐ 利用目的 ☐ 名称 ☐ その他（ ）	
変更する内容	現	
	新	
変更の理由		
備考		

品川区都市ブランドデザインガイドラインおよび「品川区都市ブランドデザイン」利用要領を遵守することを誓約する。

団体等の名称、役職、氏名(個人の場合は氏名のみ)

添付書類

- (1) 「品川区都市ブランドデザイン」 利用再許諾通知書
- (2) デザインの利用内容がわかる企画概要

(公印省略)

年 月 日付け品川区再許諾第 号で通知した上記の権に係る利用再許諾を、下記のとおり変更するので通知します。

(2) 内容

利用再許諾番号		
利用品の名称		
変更する事項	☐ 利用するデザイン ☐ 利用目的 ☐ 名称 ☐ その他（ ）	
変更する内容	現	
	新	
変更の理由		
利用再許諾の条件		
備考		

品川区長 様

「品川区都市ブランドデザイン」利用中止届出書

住所(〒 -)		
団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	E-mail :	

下記の理由により、「品川区都市ブランドデザイン」を利用しないので、届け出ます。

記

利用再許諾番号	
利用品の名称	
届出の理由	
備考	